

令和元年度

# 監査結果報告書

随時監査

(企画部 スポーツ振興課)

大分市監査委員



監査第1001号  
令和2年2月18日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿  
大分市議会議長 野尻 哲雄 殿

大分市監査委員 佐藤 日出美

大分市監査委員 古庄 研二

大分市監査委員 高橋 弘巳

大分市監査委員 国宗 浩

### 監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び10項の規定によりその結果に関する報告及び意見を次のとおり提出します。

## 第1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

## 第2 監査の対象

企画部スポーツ振興課

SPORTS of HEART in OITA 開催補助金

## 第3 監査の目的

「スポーツ・オブ・ハート 2018 開催事業」について、議会が行う事務事業評価で廃止という評価が出された。また、大分市議会決算審査特別委員会から「補助金・交付金等の対象事業の決定並びに支出に関しては、内容を十分に精査し、適正な執行に努めること」との要望があった。

このようなことから、監査委員において、「SPORTS of HEART in OITA 開催補助金」の交付事務が適正に行われているかについての監査を行う必要があると認め、随時監査を実施することとした。

## 第4 監査の対象範囲

平成29年度から令和元年度（平成29年4月1日～令和元年9月30日）に係る補助金の交付等に関する事務

## 第5 監査の期間

令和元年10月16日から令和2年1月29日まで

## 第6 監査の方法

補助金の交付決定事務は適正に行われているか、また、補助金の額の確定に当たり十分な調査及び審査が行われているか等に着眼して監査を実施した。

## 第7 補助金の概要及び監査の結果等

### 企画部 スポーツ振興課

(1) 補助金等名 SPORTS of HEART in OITA 開催補助金

(2) 補助団体名 一般社団法人スポーツ・オブ・ハート  
代表理事 廣道 純

#### (3) 補助金の目的

当事業は、障がいの有無という枠を超えた社会の実現に向けて、市民の共感・意識喚起を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運の醸成を図ることを目的としている。

#### (4) 事業の概要

##### ア 事業費及び補助金額

	総事業費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金額 (円)
平成29年度	66,459,168	66,186,728	15,000,000
平成30年度	54,498,175	49,257,205	15,000,000
令和元年度	60,000,000	59,500,000	15,000,000

※令和元年度については、事業が10月に開催されたため、交付決定額となっている。

##### イ 事業内容

平成29年度 スポーツ・オブ・ハート 2017 in 大分

(ア) 期間 平成29年9月8日(金)～10日(日)

(イ) 会場 大分駅前広場・大分いこいの道・中央通り・近隣小学校他

(ウ) 来場者数 約75,000人

(エ) 内容 高橋尚子の陸上教室、ノーマライズ駅伝、スポーツアトラクション、ファッションショー等

平成30年度 「スポーツ・オブ・ハート 2018」大分

(ア) 期間 平成30年9月21日(金)～23日(日)

(イ) 会場 大分駅府内中央口広場・中央通り・近隣小学校他

(ウ) 来場者数 約87,000人

(エ) 内容 高橋尚子の陸上教室、ノーマライズ駅伝、スポーツアトラクション、ファッションショー等

令和元年度	「スポーツ・オブ・ハート 2019」大分（事業計画）
（ア） 期	間 令和元年10月11日（金）～13日（日）
（イ） 会	場 祝祭の広場・大分駅府内中央口広場・中央通り・ 近隣小学校他
（ウ） 内	容 高橋尚子の陸上教室、ノーマライズ駅伝、スポー ツアトラクション、ファッションショー等

## （5） 監査の結果

補助金等交付規則や財務規則等の規定に違反するような指摘すべき事項は特になかったが、今後注意すべき点について、地方自治法第199条第10項に基づき意見を述べる。

### 【意見】

#### ア 補助金の額の確定に係る審査について

一般社団法人スポーツ・オブ・ハートの事務局は、役員が代表取締役を務める会社内にあり、その会社に対して「キャスティング及び出演者航空券代」を支出しており、平成29年度は2,458万円の領収書、平成30年度は1,741万円の領収書とそのうち278万円の出演者航空券代金の内訳書をもって、補助金額を確定していた。所定の手続きを経ていれば、このこと自体には違法性はないが、役員が代表取締役を務める会社と取引をし、その金額が多額であることを踏まえると領収書の内訳等を確認するため契約の仕様書や内訳明細書などの提出を求め、十分審査したうえで補助金額を確定する必要があるものと思料する。

また、収支決算書について、平成29年度及び平成30年度とも収入合計額と支出合計額が同額となっていたが、一般的に決算で収入と支出が同額というのは不自然であり、その経過について実績報告を受理した際に調査をしておく必要がある。

補助金という公金を支出している以上、補助対象とする経費の範囲を明確にする必要があるほか、当然ながら、その用途についても市民から理解が得られる内容に整理しておかなければならない。

今後は、補助団体が行う補助金に係る経理事務が明確となるよう提出を求める証拠書類の見直しを検討され、市民への説明責任が果たせるよう十分な調査及び審査を行い、補助金の交付事務が適切に行われるよう意見する。